

平成27年度

第1回徳島県いじめ問題等対策審議会

人権教育課

平成27年度 第1回いじめ問題等対策審議会

日 時 平成27年6月2日（火）午前10時から正午まで

場 所 県庁 10階 大会議室

会 次 第

1 開 会

(1) 教育委員会あいさつ

(2) 会長あいさつ

(3) 自己紹介

2 協 議

(1) いじめ問題等対策検討部会から報告

(2) いじめ問題事例研究

3 閉 会

平成26・27年度 徳島県いじめ問題等対策審議会委員名簿

平成27年5月21日現在

	区 分	性別	役 職 等	委 員
1	中学校関係者	男	徳島市南部中学校 校長	あきやま こういち 秋山 浩一
2	市町村教育委員会関係	男	徳島市教育委員会 教育長	いしい ひろし 石井 博
3	小学校関係者	女	徳島市入田小学校 校長	いのうえ あけみ 井上 明美
4	福祉の専門家	女	社会福祉士	おおみぞ くにか 大溝 邦子
5	学識経験者	女	鳴門教育大学大学院 教授	かさい まきこ 葛西 真記子
6	少年犯罪の専門家	男	徳島県警察本部生活安全部少年課 課長	きたの けいじ 北野 圭治
7	地域活動団体関係者	男	徳島県自殺予防協会 名誉理事長	こんどう じろう 近藤 治郎
8	学識経験者	男	鳴門教育大学大学院 教授	さかね けんじ 阪根 健二
9	学識経験者	男	徳島県文化振興財団 理事長	さとう つとむ 佐藤 勉
10	一般公募	女	勝浦町学力向上・自立支援員	しらくさ ちづる 白草 千鶴
11	児童相談関係者	男	徳島県中央こども女性相談センター 児童相談担当 主任専門員	たおか よしか 田岡 吉加
12	高等学校関係者	女	徳島県立鴨島支援学校 校長	はやし ひろこ 林 博子
13	PTA関係者(高校・特支)	女	城南高等学校PTA役員	まつしま まゆみ 松島 真由美
14	心理の専門家	女	臨床心理士	みはら ゆきこ 三原 由紀子
15	PTA関係者(小・中)	女	立江小学校PTA	もり しのぶ 森 しのぶ

(50音順)

いじめ問題調査部会委員

	区 分	性別	所 属	氏 名	備考
1	学識経験者				委員
2	心理の専門家				委員
3	福祉の専門家				委員
4	弁護士				随時委員
5	精神科医				随時委員

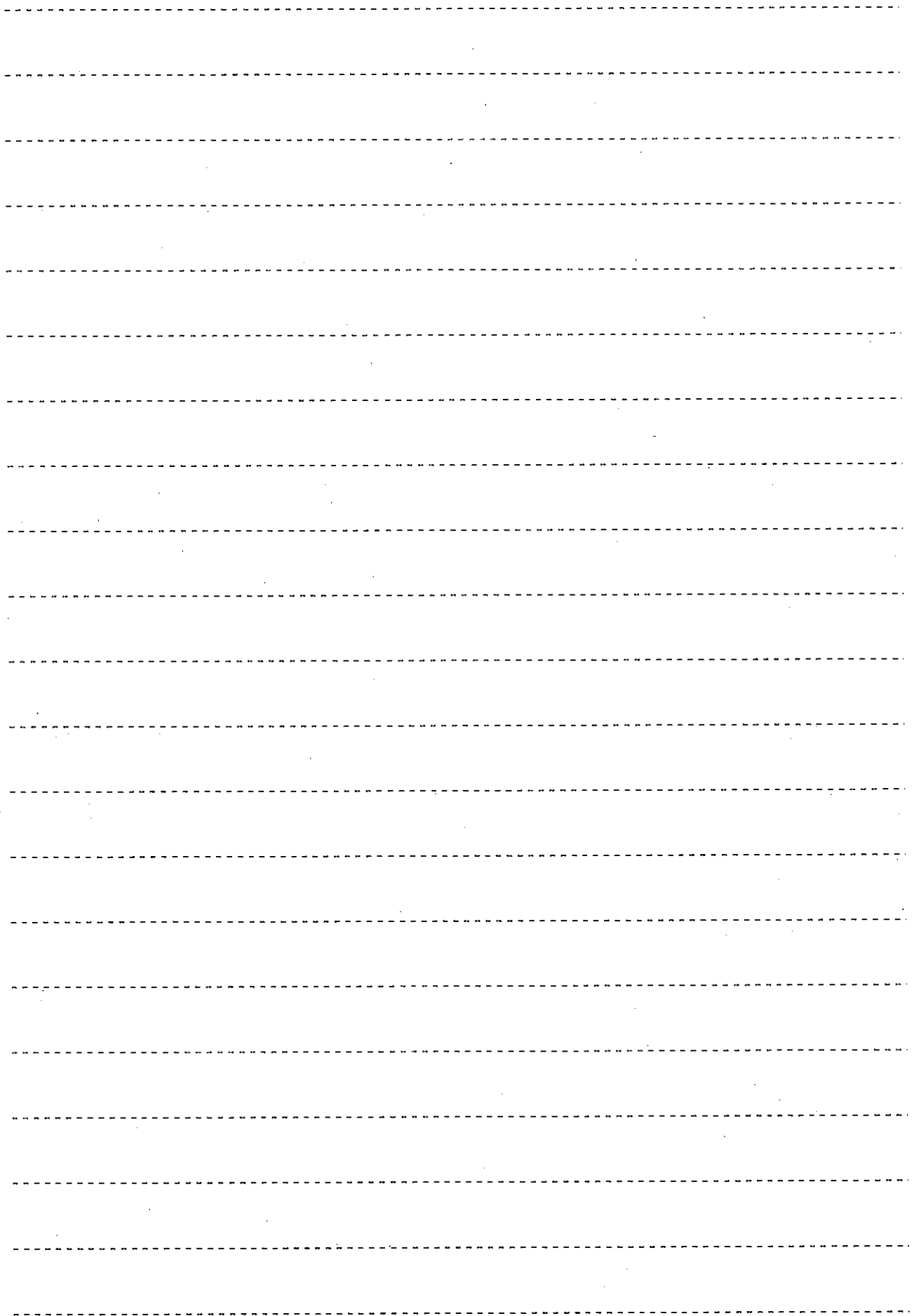
いじめ問題等対策検討部会委員

	区 分	性別	所 属	氏 名	備考
1	学識経験者	男	徳島県文化振興財団 理事長	さとう つとむ 佐藤 勉	委員
2	児童相談関係者	女	徳島県中央こども女性相談センター児童相談担当 主任専門員	たおか よしか 田岡 吉加	委員
3	一般公募者	女	勝浦町学力向上・自立支援員	しらくさ ちづる 白草 千鶴	委員
4	教育相談関係者	女	徳島県立総合教育センター班長	ひらやま たかえ 平山 隆恵	随時委員
5	県教育委員会	男	人権教育課 いじめ問題等対策室 室長	こばやし よしあき 小林 良章	随時委員

いじめ問題等対策審議会年間予定（案）

平成27年 4月30日（木）	第1回いじめ問題等対策検討部会
平成27年 6月2日（火）	第1回徳島県いじめ問題等対策審議会
平成27年 6月19日（金）	第2回徳島県いじめ問題等対策連絡協議会
平成27年 7月下旬	第2回いじめ問題等対策検討部会
平成27年10月頃	審議委員にリーフレット(案)を郵送し御意見をいただく
平成27年11月頃	第3回いじめ問題等対策検討部会
平成27年12月頃	第2回徳島県いじめ問題等対策審議会
平成27年 1月頃	第2回徳島県いじめ問題等対策連絡協議会

－ メモ －



いじめ問題の事例研究 ～平成26年度第2回徳島県いじめ問題調査委員会資料～

某高等学校3年生A男の場合

A男はバレー部に所属しており、県大会に出場することが決まっていた。3年生にとっては、この大会が高校生活最後の大会であることから、バレー部の練習も日を追う毎に気迫のこもったものとなっていた。

ある日の練習後、A男は3年生の他の部員から「おまえがみんなの足を引っ張っている。このままでは試合に勝てない。」「動きが鈍すぎる。見てるとイライラする。」と注意され、居残り練習だと言ってボールをぶつけられた。その日を境に部活動終了後の居残り練習は毎日行われるようになり、ボールをぶつけられる日々が続いた。試合が近づくにつれ、他の部員から発せられる言葉も厳しいものとなっていき、終いには身体的な特徴を中傷するような言葉を投げかける者もいた。

もともと、真面目で内気な性格のA男は、他の部員に言い返すこともせず、実際に自分が足手まといになっているのかもしれないと思い、辛い練習に耐え続けた。

バレー部の顧問教師は、日に一度は練習に顔を出すものの普段の練習は部員だけで行っており、部活動終了後に居残り練習をしていることは知っていたが、大会が近いためお互いに教え合っているものだと思い特に注意はしなかった。

ところが、大会が数日後に迫ったある日の朝、遂にA男は登校することができなくなった。学校へ行こうとすると体がガタガタと震え、呼吸が苦しくなりとても登校できる状態ではなくなったのである。その後、A男は長期間学校を欠席することとなった。

担任教師はA男の自宅を訪問し、登校できなくなった理由を確認したところ、前述のようにバレー部でいじめを受けていたと打ち明けられた。

学校は校長を委員長とし、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、PTA代表をメンバーとする調査委員会を設置し、バレー部員及び顧問教師への聴き取りや、A男と同じクラスの生徒へのアンケート調査を行った。

調査結果では、いじめの事実は認めたものの、A男は高校3年生で学業成績や将来の進路についても悩んでおり、担任に相談している事実が認められるとともに、以前から友人関係で悩んでいたとの証言も得られたことから、「長期間学校を欠席するに至るまでには、様々な複合的要因が考えられ、いじめだけが要因とは断定できない。」というものであった。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたこともあり、調査結果の報告を受けたA男の両親は、「調査を実施することについての事前説明を受けておらず、調査の途中段階での説明も十分に行われなかった。学校の調査は信頼できない。息子の長期間の欠席はいじめが原因であり、調査結果に納得できない。」として県に調査を求めた。

(※本事例は事務局の創作であり、実在の人物・団体等とは関係ありません。)

【 設 問 】

- ① 学校側はA男や加害生徒に対し、どのような対応をすべきだったか。
- ② この事案において、いじめの早期発見、早期対応、未然防止するため児童生徒・学校・保護者・地域は何をすればよいか。

～教職員が知るべきポイント～

いじめ・トラブル対応事例集

ケータイ・スマホ、インターネットトラブルに遭ったとき

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月施行）を受けて、国はいじめ防止基本方針を策定、徳島県は、平成 26 年 3 月に徳島県いじめの防止等のための基本的な方針を策定しました。

○「いじめ」行為の定義とは

『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』（いじめ防止対策推進法第 2 条に明記）

徳島県は、平成 26 年 3 月にいじめ対策推進法施行条例をつくり、平成 26 年 4 月に「徳島県いじめ問題等対策連絡協議会」、「徳島県いじめ問題等対策審議会」を設置しました。

これらの会議は、下記の内容を調査研究し、成果を普及することを目的の一つとしています。

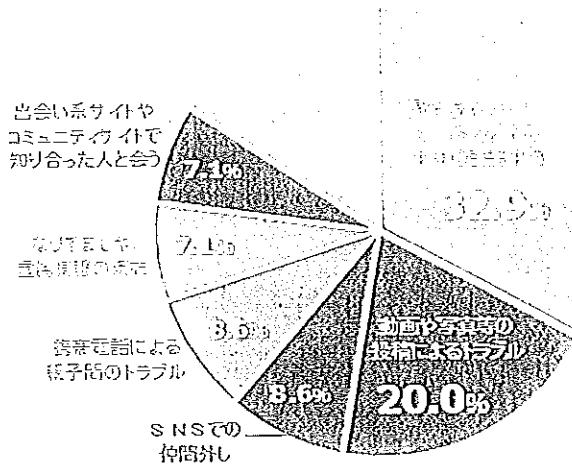
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導
- ・いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言の在り方
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方

スマートフォン（以下スマホ）やインターネットを介することにより、情報は、瞬時に広範囲に拡散する。また、トラブルの種類が多岐にわたることも踏まえ、多くの事案を知り、対処法を知ることで学校や教職員が指導に活用し、トラブル等に早期対応できるようこのリーフレットを作成しました。（平成 27 年 1、2 月作成）

①携帯電話・インターネット使用の現状

徳島県立学校の携帯電話やインターネットでのトラブル事例

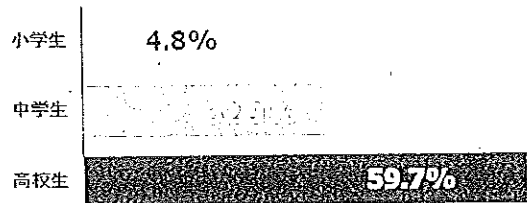
平成26年度徳島県立中学・高等学校・特別支援学校への「生徒の携帯電話・インターネット利用等に関するアンケート」（徳島県教育委員会調べ）によると70件の携帯電話・インターネット利用上でのトラブルが報告されました。



インターネット上のトラブル経験あり 中学生 32.9%

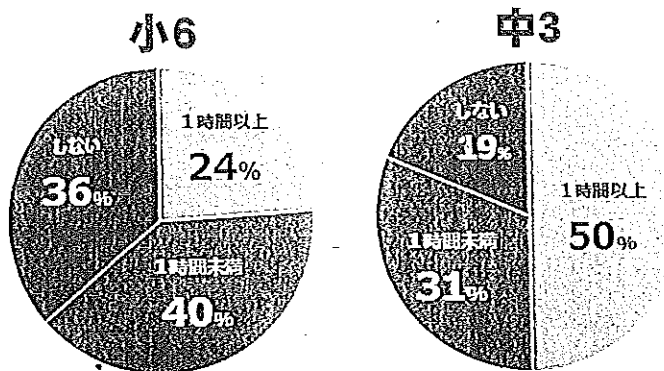
内閣府の「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成26年3月）では、高校生の6割、中学生の4割がインターネット上のトラブルや問題行動に関する行為を経験しているという調査結果が報告されています。

インターネット上でのトラブル経験あり



徳島県内の小6及び中3年生のインターネット 平日の使用時間

平成25年4月、平成26年4月実施の全国学力学習状況調査より、平日のインターネット（ケータイ・スマホを含む）の使用時間を調査したところ、4時間以上使用する児童生徒は小6で3.0%、中3では6.5%の回答がありました。小学生からの指導が大切だと思います。



②ケータイ・スマホ・ネットトラブル事例とその対処法

写真・動画

他人から（ケータイ・スマホ）カメラを向けられ撮影された。
また、有名人がいたので（ケータイ・スマホ）カメラで撮影した。

●肖像権の侵害であれば訴訟にもなりかねない。人権侵害行為であれば徳島地方法務局に相談する。●生徒が加害者または被害者とならないために、勝手に撮影をしない指導が重要。

人気アニメを撮影して動画共有サイトにアップロード。

●著作権法違反になる。著作権の意味や侵害した場合の影響を教える。●人気アニメのアップロードで著作権を侵害し、百万円単位の賠償責任が伴う事案が毎年数件発生している。

カメラアプリを使うと、写真から撮影した場所の情報が流出する。

●位置情報を記録しない設定に変更。●肖像権の侵害につながることを指導する。●位置情報を悪用した待ち伏せなどの危険性あり。

メール

チェーンメールが届いた。

●チェーンメールは拡散させない。自分で止めるという情報モラルを教える。

掲示板やメール、SNSなどでの誹謗中傷。

●些細な書き込みも大きなトラブルになることを指導。●悪口や誹謗中傷が発見された場合は、記憶媒体に保存し、学校へ連絡。●内容によっては警察へ相談する。悪質な人権侵害行為は徳島地方法務局へ相談する。

自分になりすました誰かが、問題発言や援助交際を求めるような内容をアップロードしている。

●内容を保存し、学校に連絡するように指導。●名誉毀損罪や侮辱罪、信用毀損罪、業務妨害罪等の刑事責任がありえることを指導。●人権侵害なら徳島地方法務局、犯罪なら警察に相談する。

企業等を装い、メールや偽のホームページにアクセスさせ個人情報を入手する。

●フィッシング詐欺。●企業や人をだまそうと考えている者にとって個人情報は価値があることを教える。

アクセスさせることで高額なアルバイトの登録ができる。

●アルバイト詐欺。●登録する際に手数料を要求してくる。何度も請求されるが高額なアルバイトに目がくらみ追い金をしてしまい、結果、大金を送金してしまっている。

SNS (LINE, Facebook, Twitter, インスタグラム, mixi, カカオトーク など)

ネットで知り合った人から裸の画像が送られてきた。見たからには「君の裸の写真も送って」と言ってきた。

●児童買春児童ポルノ禁止法で裸の画像を送ることは違法である。(裸の画像を媒体に記憶しておくことも違法である。) ●保護者や学校に相談する。

SNSやオンラインゲームで知り合った人と会う約束をした。

●犯罪につながる危険性や出会い系サイト規制法もあり、絶対会ってはいけない。 ●スマホを買う際、保護者と子どもの間でルールとして「ネットで知り合った人とは絶対に会わない」と約束しておきたい。

過去のSNSやメールのやりとりの中で悪口を言っていたことを他人にばらす。

●仲が悪くなったことで昔、悪口を言っていたことをばらし人間関係を悪くする。 ●時には人間関係のトラブルや暴力事件にまで発展することもある。暴力事件になれば最寄りの警察に相談する。

ゲーム

オンラインゲームで知り合った人を「フレンド」登録してしまったことで思わぬトラブルに巻き込まれるケース。

●「フレンド」になった場合は、その人と通信ゲームを楽しめたり、長文(メール)のやりとりをしたり、写真の送受信などもできるようになるため、トラブルに巻き込まれる危険度が増すことを指導。

仲間と一緒にオンラインゲーム。開始時間を決めパソコン(スマホ)の前に。深夜を過ぎても「やめよう」と言えずにダラダラと続けてしまう。

●毎日深夜の2時、3時までゲームに没頭してしまい、気づけば疲労もたまり、睡眠障害になる人もいる。遅刻が増え、学校に行っても勉強に身が入らない。 ●ゲーム依存症は専門医に相談する。

スマートフォンでゲームがしたいために友達スマホを盗む。

●犯罪行為(窃盗)である。高額なスマホは盗まれる危険性が高いことを教え、しっかり管理させる。

事件性の強い事例

ネットマネー、ゲームアイテムを騙し取られた。

●徳島県消費者情報センターへ相談する。また悪質な場合には徳島県警察本部サイバー犯罪対策室へ相談する。

架空請求(振り込め詐欺)、ワンクリック詐欺、インターネット通販トラブル。

●心当たりのない請求に対しては無視する。 ●不審なメールには、個人情報を送信しない。 ●徳島県消費者情報センターや最寄りの警察に相談する。

無料で利用できる無線LANを探し、インターネットを楽しんだ。

●不審な無線LANの危険性を教える。 ●悪意を持って設置されたものであれば通信内容を盗み見られる場合もある。 ●フィルタリング機能や利用制限でできなくする。

いたずらや遊び半分で動画や画像をアップロードしたことにより学校、店舗や企業に迷惑をかけるような行為をした。

●威力業務妨害として警察が扱う事案もある。●日頃から家庭や学校で悪いこと、他人に迷惑をかけてはいけないといった指導をしておく。

生徒の飲酒や喫煙している画像がネット上にアップされていることが発覚。

●すぐに記憶媒体に残し学校に連絡。●学校は該当生徒に事実確認し、違法な行為であり、学校の名誉を傷つける行動であることを認識させ、しかるべき対応をとる。

情報モラル・情報教育

悪質な書き込みは、友だちとの関係を悪化させることがある。

●文字だけによるコミュニケーションは相手に誤解を与えることがある。●相手の気持ちになって読み返し、勘違いされるような表現がないか確認するよう指導する。●人権感覚を高めることが必要。

IDやアドレスにあなたを特定できる情報が入っていないか。

●個人情報にはどのような価値があり、危険があるかを教えたい。●IDは他人には絶対に教えない。漏えいした場合どのようなことが起こるか指導しておく。

インターネット上には足跡が残る。文章・写真・動画でも情報発信には責任が伴う。

●ネット上は公開である→拡散する→記録は残る→誰が出した情報かわかる。●「知り得た情報が間違っているかもしれない」「間違った情報を流してもいけない」ことを指導しておく。

対処法の中に出てきた連絡先

～ひとりで抱えこまずに相談を～

<input type="checkbox"/> サイバー犯罪対策室 (徳島県警察本部)	088-622-3180
<input type="checkbox"/> ヤングテレフォン (徳島県警察本部) …悩み、心配事	088-625-8900
<input type="checkbox"/> いじめホットライン (徳島県警察本部) …いじめ	088-623-7324
<input type="checkbox"/> 徳島県消費者情報センター	088-623-0110
<input type="checkbox"/> 子ども人権110番 (徳島地方法務局)	0120-007-110
<input type="checkbox"/> いじめ問題等対策室 (徳島県教育委員会)	088-621-3138/3143

各支援機関をご活用ください

問い合わせ一覧 (とくしま子ども・若者支援マップ参照)

サイトアドレス→ <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2012021600068/>



③教職員支援のWEB サイトが徳島県立総合教育センターポータルサイトに開設

教職員を支援するために情報モラル教育の教材、各機関へのリンク集（指導資料やトラブル事例集）などをまとめたWEBサイトです。ご活用ください。

徳島県立総合教育センター

> 教職員支援 > 情報モラルサポートサイト

○ 情報モラルサポートサイト

メニュー

トップページ

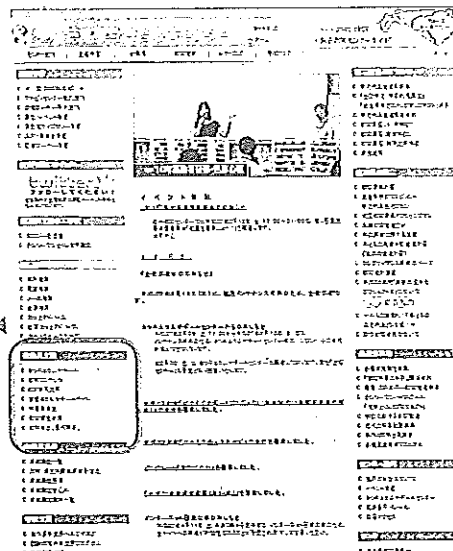
動画・体験サイト紹介

教職員研修用資料

教育機関リンク集

各省庁・機関のリンク集

取組のある団体・企業のリンク集



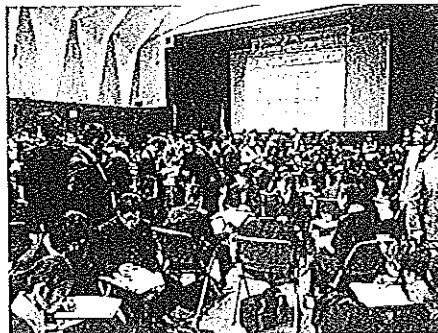
④『全国いじめ問題子どもサミット』で策定されたスローガン

- 傍観者を卒業します！
- コミュニケーションを大切にします！
- いじめが起きない環境をつくります！

この3つをSNSでのいじめ問題に対するスローガンとして策定。

平成27年1月24日（土）文部科学省において全国いじめ問題子どもサミットが行われ、全国から154人が集まり、各都道府県の代表がいじめ防止の取組を発表したり、ポスターセッションを行ったりしました。

徳島県は、中学校から2人、小学校から2人の児童生徒が参加し、活発な意見交換やポスターセッションを繰り広げました。また、サミットの中で、3つのスローガンが策定されました。各学校においてこのスローガンを広報し、クラスの組織づくりに生かし、学校経営をお願いします。



問合せ先：徳島県教育委員会 人権教育課 いじめ問題等対策室
 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
 TEL 088-621-3133 FAX 088-621-2835

平成27年度第1回徳島県いじめ問題等対策審議会について（報告）

日 時	平成27年6月2日（火）	午前10時から正午まで
場 所	県庁10階	大会議室
会次第	1 開 会	委員15名中10名出席
	(1)教育委員会あいさつ	(和田課長)
	(2)会長あいさつ	(阪根会長)
	(3)自己紹介	
	2 協 議	
	(1)いじめ問題等対策検討部会から報告	(佐藤部会長)
	(2)いじめ問題の事例研究	
	3 閉 会	

○協議

(1)いじめ問題等対策検討部会から報告

検討部会では、発達段階に応じて指導ができるよう、校種別（小・中・高）の指導資料とするのが望ましいとの意見であった。本審議会には、中学校教職員支援用の資料案（資料2）を提示し、御意見・御指摘をいただいた。

- ・ SNSを介するいじめやトラブルが多い。それに対応する事例集を作成していただけるのはありがたい。
- ・ 校種別に作成していただけるので的を射ているものができることを期待している。
- ・ 全国各地でスローガンや約束事が設けられ、市町村でもルールなどが設けられようとしている。警察や各地で行われている取組との連携を図ることがこれから大切である。
- ・ 資料案には、「ネット上には足跡が残る」と書かれているが、残るだけでなく、絶対に消すことができないことを教えてほしい。もっと危機感を持たせてほしい。
- ・ 校種別に指導資料を作成するのは素晴らしいと思うが、小学校高学年では、中学生に指導するような話をしなくてはいけない児童もいる。そのような小学生にも対応できる内容にしてほしい。小学校低学年と高学年の格差は大きい。
- ・ 裸の画像送信は違法とあるが、違法だからではなく、本人のために画像は絶対に送ってはならないと明記してほしい。
- ・ 徳島県が作成する指導資料であるから、統計も徳島の数値であり、事例も徳島のものを多く記載するのがいいと思う。

(2) いじめ問題の事例研究

本年3月、知事部局の再調査機関(徳島県いじめ問題調査委員会)で話し合った「いじめ問題の事例」(資料1)について協議した。ケースメソッドを扱うことにより、いじめの早期発見や早期対応、予防策、問題点などに気づき、重大事態対応力を培う。

- ・学校ではよく起こり得る事例と思う。最初はいじめではなかったが、次第にエスカレートしている。小さな芽のうちに気づくことができればよかったのだが、顧問が深く関わらず、見過ごしてきたことに責任があると感じた。
 - ・いじめの認知件数は、「気づき」ができるかどうかで増減する。
 - ・A男に症状が出るまで、誰も気づくこともなく寄り添うこともなかったことが問題。
 - ・A男へのいじめに気づいていた部員や周囲の生徒もいたはず。このような情報が教員に伝わってこなかったことが問題。校内のいじめ防止態勢が不十分と思う。
 - ・アンケートで被害者を救うことができなければ、アンケートが形骸化してしまう。
 - ・「いじめだけが要因とは断定できない」ではなく、「いじめも大きな要因」と考えるべきである。
 - ・「悩みを我慢するのではなく周りに相談する。相談することは恥ずかしいことではない」ということを生徒たちに伝えてほしい。
 - ・学校調査委員会の手法に大きな問題がある。結果ありきの調査になっていないか。
 - ・保護者に、事前・事後の説明が十分なされていないと感じる。
 - ・被害者を助けるはずの学校が、助けられていない。保護者の意見を聞いていない。
 - ・早いうちにA男と面談して情報を収集すべきであった。加害者からも情報を収集するなど、事実確認が遅い。
 - ・親が早く気づき、子どもに生きていく力をつけさせることも大切である。
 - ・このようなケースメソッドを校内研修で実施し、教員のスキルアップにつなげた
- い。